特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1891号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第６－470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（特地勤務手当に準ずる手当） **第４条**　（略） ２　一般職員給与条例第20条の３第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前１年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日前の委員会が定める日。以下この条並びに附則第６項及び第７項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の６を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。 （略）	（特地勤務手当に準ずる手当） **第４条**　（略） ２　一般職員給与条例第20条の３第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前１年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日前の委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の６を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。 （略） ３　次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1)　一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年４月１日から同年12月31日までの間にある職員　前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年条例第68号）の施行の日における同条例第１条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。 (2)　一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第87号）の施行の日における同条例第１条の規定に

	よる改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。 (3) 一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年条例第90号）の施行の日における同条例第１条及び第２条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。 (4) 一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正条例の施行の日における平成21年改正条例第２条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成21年改正条例第12条の規定による改正後の平成18年改正条例の規定によるものとした場合の給料及び一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。 (5) 一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第２条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成22年改正条例第11条の規定による改正後の平成18年改正条例の規定によるものとした場合の給料及び一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。
３　次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　前項中「給料及び扶養	４　次の各号に掲げる職員に対する第２項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　第２項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　第２項（前項各号の規

手当の月額の合計額」とあるのは、「、給料の月額に一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。	定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額」（第２項を前項第４号及び第５号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料及び一般職員給与条例」）とあるのは、「、給料の月額に一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」（第２項を前項第４号及び第５号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「、給料の月額に一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び一般職員給与条例」）とする。
(3) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。	(3) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　第２項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。
附　則	**附　則**
（施行期日等） １　（略） ２・３　（略） （一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額） ４　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、第３条第２項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。 ５　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第３条第３項各号又は第４項各号に掲げる職員であるものの同条第１項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第３項及び第４項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。 （一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額） ６　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、一般職員給与条例第20条の３	１　（略） （経過措置） ２・３　（略）

第１項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第４条第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。 ７　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第４条第３項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第３項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。	

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。